

## 一般社団法人大阪府建築士事務所協会広告掲載取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、一般社団法人大阪府建築士事務所協会（以下「本会」という）のウェブサイトへの広告（以下「バナー広告」という。）掲載に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 ウェブサイト 本会が管理するウェブサイトをいう。
- 二 バナー広告 ウェブサイト内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

### (掲載可能なバナー広告の範囲)

第3条 掲載することができるバナー広告の内容は、次の各号に該当しないものとする。

- 一 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- 二 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- 三 第三者を誹謗中傷又は排斥するおそれがあるもの。
- 四 本会の趣旨にそぐわないと思われるもの。
- 五 その他、本会が不適当であると判断するもの。

### (バナー広告の規格)

第4条 バナー広告の規格は、次の各号に定めるところによる。

- 一 バナー広告
  1. 大きさ 縦50ピクセル 横180ピクセル。
  2. 形式 JPEG、PNG、GIF（アニメーション不可）。
  3. 容量 10KB以下。
- 二 バナー広告の作成にあたっては、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、次に定める事項を遵守しなければならない。
  - (1) 次の表現を含むバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与える恐れがあるため、使用することができない。
    - ア. 「×」、「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン。
    - イ. アラートマーク（「警告」、「注意」などあたかも警告を発しているような誤解を与えるもの）。
    - ウ. ラジオボタン（あたかも選択が可能であるような誤解を与えるもの）。
    - エ. テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）。
    - オ. プルダウンメニュー（あたかも画面下方に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）。

(2) G I F アニメーションは使用することができない。

(3) 本会ホームページとの区別化

閲覧者が本会ホームページコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがある表現、又は閲覧者が本会の事業であると錯認する恐れのある表現を使用してはならない。

(バナー広告の掲載位置及び枠数)

第5条 バナー広告を掲載する掲載位置及び枠数は本会が定めるものとする。

(バナー広告の掲載期間)

第6条 バナー広告の掲載期間は、年度単位とする。

(バナー広告の募集)

第7条 広告主の募集は、本会会員、賛助会員及び協力会員並びに本会関係団体を対象にウェブサイト等にて行うこととする。

(バナー広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、バナー広告掲載申込書（第1号様式）により、郵送で本会に申込むこととする。

(バナー広告掲載の決定)

第9条 本会は、第3条の規定に基づき、バナー広告掲載の可否を決定することとする。

2 バナー広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について書面（以下「通知書」という。第2号様式）により、広告主に通知するものとする。

3 広告主が規定する枠数を超えたときは、本会と協議する。

(バナー広告掲載料)

第10条 バナー広告掲載料は次の各号に定める通りとし、申込者は前条の規定により送付された通知書の記載に従い、広告掲載料を納付するものとする。

一 バナー広告 24,000円（消費税別）／年度（4月～翌年3月）初回は年度末までの月割り。

(バナー広告原稿の作成及び提出)

第11条 広告主は、広告データを作成し、通知書で指定した日及び場所に、電子メールで提出するものとする。

2 広告データは、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(バナー広告内容等の変更)

第12条 本会は、バナー広告の内容、デザイン及びリンク先のウェブページ内容等が第3条の規定に抵触していると判断した時は、広告主に対してバナー広告の内容等の変更を求めるものとする。

(バナー広告掲載の取消し)

第13条 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- 一 指定の期日までにバナー広告掲載料の納付がないとき。
  - 二 指定の期日までに広告データの入稿がないとき。
  - 三 前条の規定による広告内容の変更に広告主が応じないとき。
  - 四 本会を退会したとき。
  - 五 その他、広告掲載が適切でないと本会が判断したとき。
- 2 第1項の各号の規定によりバナー広告掲載を取消した場合において、本会は納付済みの掲載料の返還及び損害賠償等一切の責を負わない。

(バナー広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合によりバナー広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定によりバナー広告の掲載を取り下げるときは、書面（第3号様式）において本会に申し出なければならない。
- 3 本会は、前項の規定により広告の掲載の取下げがあった場合、広告掲載料を返還しない。

(バナー広告掲載料の返還)

第15条 本会は、広告主の責に帰さない理由により、バナー広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、広告主にバナー広告掲載料を返還する。

- 2 第1項の規定により返還するバナー広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、バナー広告の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、バナー広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- 3 広告主は、バナー広告のリンク先ウェブページのURLに変更があった場合、速やかに本会に連絡するものとする。

(要領の変更)

第17条 この要領の変更は、理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は本会が別に定める。

附則

- 1. この要領は、理事会の承認のあった日（平成30年1月23日）から施行する。

(第1号様式)

一般社団法人大阪府建築士事務所協会バナー広告掲載申込書

年　月　日

会 社 名 ／

(印)

所 在 地 ／

T E L ／

F A X ／

E - m a i l ／

担当者氏名／

一般社団法人大阪府建築士事務所協会広告掲載取扱要領にのっとり、次のとおり申し込みます。

記

1. 掲 載 希 望 期 間 年 月から

2. 広 告 掲 載 料 金 金24,000円（消費税別）初回は年度末までの月割額

3. リンク先のホームページアドレス

(URL : http// )

以上

(第2号様式)

年　月　日

様

一般社団法人大阪府建築士事務所協会  
会長　戸田　和孝

### 通知書

年　月　日付けで、申込みがありましたバナー広告の掲載について、次  
とおり決定したので通知します。

記

1. 決定区分       掲載する  
 掲載しない（理由：）
2. 広告媒体      一般社団法人大阪府建築士事務所協会ホームページ　トップページ  
URL　<http://www.oaaf.or.jp/>
3. 掲載期間      年　月から　取り消し又は取り下げのあるまで
4. 広告料      金24,000円（消費税別）／年度　初回は年度末までの月割り
5. 納入期限      別紙の請求書の通り
6. 入稿期限      年　月　日
7. 掲載条件      別紙の広告掲載取扱要領を遵守すること
8. その他

以上

(第3号様式)

年 月 日

## バナー広告掲載取下げ届出書

一般社団法人大阪府建築土事務所協会会長 殿

会 社 名	_____
担当者氏名	_____

下記の理由によりバナー広告の取下げを届出ます。

記

理由

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

以上

受付		委員会		バナー削除	
----	--	-----	--	-------	--